

# 金沢市 e モニター制度実施規約

(平成 27 年 3 月 20 日決裁)

改正 令和 6 年 4 月 1 日決裁

## (総則)

第 1 条 この規約は、金沢市 e モニター制度（以下「本制度」という。）に関して、第 3 条に定めるところにより金沢市（以下「市」という。）が、金沢市 e モニター（以下「モニター」という。）として登録したモニターと市との間における権利義務関係を定めることを目的とするものとします。

2 市は、モニターに事前の承諾を得ることなく本規約を変更することができるものとします。また、変更後の規約は、市の公式ホームページに掲載した時点で直ちに施行され、全てのモニターに適用されるものとします。

3 モニターから登録時に収集した個人情報やアンケート等の情報は、事業の進め方の参考とするための集計、分析及び事業の企画の目的以外に利用することはありません。また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、適切に取り扱い、保護するものとします。

## (モニターの職務)

第 2 条 モニターは、インターネットを利用して、市政に関するアンケートの調査回答を行うことを職務とします。

## (モニターの資格)

第 3 条 モニターとは、モニターに応募する年の 4 月 1 日時点での全ての要件を満たし、本規約を承諾の上、市所定の登録手続を全て完了した方とします。

- (1) 市内に住所を有すること。
  - (2) 市政に関心があり、満 18 歳以上であること。
  - (3) インターネットの利用ができ、その環境があること。
  - (4) モニター本人が使用できる電子メールアドレスがあること。
  - (5) 金沢市の職員でないこと。
- 2 調査内容により、特別な要件で募集するモニターについては前項の限りではありません。
- 3 モニターとしての権利の濫用が行われるおそれがあるなど、市がモニターとすることを不適当と判断した場合、モニター登録を行わないものとします。
- 4 モニターの任期は、モニターを募集するときに定めるものとします。

## (モニターの登録情報)

第 4 条 モニターは、住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、電子メールアドレス及び応募動機を市に登録するものとします。

- 2 モニターは、市と電子メールの送受信を行う場合は、登録した電子メールアドレスを使用するものとします。
- 3 モニターは、前項に規定する登録情報が変更となった場合は、速やかに変更後の情報を記載し、電子メールにて市に届け出るものとします。

(退任)

第5条 モニターは、任期途中の退任はできないものとします。ただし、やむを得ない事情により任期中に退任する場合は、氏名及び退任の事由を記し、市に届け出るものとします。

(モニターの禁止行為)

第6条 モニターは、次に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本制度及びアンケートに関する範囲において、市、他のモニター又は第三者の著作権を侵害する行為
- (2) 他のモニター又は第三者をひぼう、中傷する行為
- (3) 他のモニター又は第三者に不利益を与える行為
- (4) 虚偽の内容でモニター登録をし、又は調査回答を行う行為
- (5) 同一人物による重複登録又は成り済まし登録を行う行為
- (6) 本制度を営利目的で利用する行為
- (7) 不正回答をする行為
- (8) 市が不適当と判断する行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本制度の運営を妨害する行為

(モニター登録の抹消)

第7条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、モニターの承諾の有無にかかわらず、モニター登録を抹消するものとします。

- (1) 第3条に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 第6条に規定する行為を行ったとき。
- (3) モニターから退任の届出があったとき。
- (4) 登録された電子メールアドレスに電子メールが到達しなくなったとき。
- (5) その他本規約のいずれかに違反した場合

2 モニター登録を抹消する場合、モニターが本制度で保有する全ての権利を抹消するものとします。その場合は、市より抹消の通知はしないものとします。

(謝礼)

第8条 市は、モニターに対し、任期終了時に、アンケートへの協力に対する謝礼を提供します。ただし、任期中に一度も回答実績がない場合は謝礼を提供しないものとします。

(アンケートへの回答)

第9条 モニターは、電子メールにより発信する市の調査依頼に基づき、回答期限内に市の公式ホームページに掲載された指定入力フォームに回答を入力するものとします。

- 2 回答を入力するときは、回答者を特定するため、必ずモニターの氏名及び必要に応じて生年月日を入力するものとします。
- 3 市から発信する調査依頼、アンケート及びアンケートの回答は日本語を使用するものとします。
- 4 調査内容によっては、回答を依頼するモニターの制限や、回答の受付を先着順で締め切ることがあります。このことにより当該モニターに不利益または損害が生じても、市はその責任を負わ

ないものとします。

- 4 モニター活動に係る電子メールの送受信及びインターネット環境の維持に要する費用はモニターが負担するものとします。
- 5 市が依頼したアンケートに関する個別の問い合わせや意見などについて、市の応答義務はないものとします。

(アンケート結果の公表)

第 10 条 本制度に基づき行われたアンケートの回答内容はモニター本人の承諾なしに、市の公式ホームページで公開するものとします。

(回答内容の著作権)

- 第 11 条 モニターは、本制度に基づき行われたアンケートに対する回答内容の著作権を、全て市に無償で譲渡するものとします。
- 2 市は、回答内容を自由に選択し、必要に応じて修正及び編集することができるものとします。なお、モニターは、アンケートの回答内容の著作権に係る著作者人格権を、市及び第三者に対して行使しないものとします。
- 3 市は、本制度に基づき行われたアンケートにおいて、モニターの回答内容を利用し、モニター本人の承諾なしに開示できるものとします。

(個人情報)

第 12 条 モニターの登録情報及びモニターが行った回答に関する情報は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき厳重に管理し、事業の進め方の参考とするための集計、分析及び事業の企画の目的以外で利用することはないとします。

(本制度の内容の変更及び中止等)

- 第 13 条 市は、モニターの承諾の有無にかかわらず、本制度の内容の一部若しくは全部を変更し、又は本制度の一部もしくは全部を中断、停止若しくは中止することができるものとします。
- 2 前項に基づく内容の変更又は中断、停止若しくは中止がモニターに与えた不利益又は損害に関しては、市はその責任を一切負わないものとします。

(免責事項)

- 第 14 条 登録情報と異なる電子メールアドレスで、送受信を行ったことによりモニターに不利益、又は損害が発生した場合、市はその責任を負わないものとします。
- 2 モニターが、モニターとして第三者に発信する情報に関して、市はその責任を一切負わないものとします。
- 3 市からモニターに対して発信された電子メール、又はモニターから市に対して発信された電子メールの不到達により、モニターに不利益または損害が発生しても、その原因及び理由を問わず、市はその責任を一切負わないものとします。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。